

公 示 送 達 書

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、下記の者にかかる次に掲げる書類を公示送達します。なお、これらの書類は宇多津町税務課が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

令和8年7月28日

宇多津町長 谷川 俊博
綾歌郡宇多津町長印

記

送達をうけるべき者の氏名（名称）	送達すべき書類を特定するために必要な情報	通知書番号
藤本 淳	地方税法第703条の4	1335
高井 葉月	地方税法第703条の4	965
大野 るみ	地方税法第703条の4	724
原口 俊二	地方税法第703条の4	976
PHAN THI THUY TRANG	地方税法第703条の4	1597
大谷 康夫	地方税法第703条の4	1420

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは上記の書類の送達があったものとみなされます。